

## 議案第42号

愛西市下水道事業受益者負担金及び分担金条例及び愛西市下水道事業区域外流入分担金条例の一部改正について

愛西市下水道事業受益者負担金及び分担金条例（平成21年愛西市条例第24号）及び愛西市下水道事業区域外流入分担金条例（平成21年愛西市条例第25号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成27年6月1日提出

愛西市長 日 永 貴 章

### 提案理由

この案を提出するのは、下水道事業受益者変更の取扱い及び受益者負担金の徴収の適正化に関し、改正する必要があるからである。

## 愛西市条例第26号

### 愛西市下水道事業受益者負担金及び分担金条例及び愛西市下水道事業区域外流入分担金条例の一部を改正する条例

(愛西市下水道事業受益者負担金及び分担金条例の一部改正)

第1条 愛西市下水道事業受益者負担金及び分担金条例（平成21年愛西市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項を次のように改める。

第3条の公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の双方又は一方（新たに受益者となった者をいう。）がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第6条第1項の規定により定められた額のうち、当該届出の日までに納付すべき時期に至っているもの（以下「納期到来額」という。）は、新たに受益者となった者が当該納期到来額の納付を市長に申し出た場合を除き、従前の受益者が納付するものとする。

第10条第3項中「新たに受益者」を「前項の規定により新たに受益者」に、「届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、それを」を「納期到来額を」に改める。

第13条第1項中「地方税法」を「国税徴収法及び地方税法」に改める。

(愛西市下水道事業区域外流入分担金条例の一部改正)

第2条 愛西市下水道事業区域外流入分担金条例（平成21年愛西市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項を次のように改める。

第3条の公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の双方又は一方（新たに受益者となった者をいう。）がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第5条第1項の規定により定められた額のうち、当該届出の日までに納付すべき時期に至っているもの（以下「納

期到来額」という。)は、新たに受益者となった者が当該納期到来額の納付を市長に申し出た場合を除き、従前の受益者が納付するものとする。

第9条第3項中「新たに受益者」を「前項の規定により新たに受益者」に、「届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、それを」を「納期到来額を」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。